

## 令和2年度第2回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 会議録

日時：令和2年9月25日（金）

午後3時から午後5まで

場所：県庁4階 庁議室

発言者	発 言 要 旨
事務局 (平塚総括)	<p>ただいまより令和2年度第2回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会を開催いたします。</p> <p>皆様には本日お足元悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>今日は第8期みやぎ高齢者元気プランの骨子（案）につきまして、ご審議をいただきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をいただければ幸いに存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の会議の成立についてご報告をさせていただきます。</p> <p>この会議は15名の委員で構成されておまして、本日は9名の委員の皆様のお出席をいただいております。</p> <p>半数以上の委員の出席がございますので、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例第4条第2項の規定によりまして、本日の委員会は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>なお、出欠の状況につきましては、お手元記載の名簿に記載しておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>また、宮城県情報公開条例によりまして、この委員会の会議は原則として公開とされております。審議内容を公開する必要がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>次に、本日配付しております資料につきましては、次第に記載のとおり、資料1から資料の9までを配布しております。不足等ございましたら、随時お知らせいただければと思います。</p> <p>それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。条例の規定によりまして、高橋委員長を議長として会議を進めて参りたいと思います。</p> <p>それではよろしくお願いいたします。</p>
高橋委員長	<p>皆さん、こんにちは。どうもよろしくお願いいたします。</p> <p>早速、議事に入らせていただきたいと思います。</p> <p>議題（1）、第8期みやぎ高齢者元気プランの骨子（案）について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (澁谷班長)	<p>それでは、事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料1、第1回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会での意見等につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料1、A3の資料ですが、こちらは委員の方で、意見等を整理しておりますので、説明で1枚目2枚目と行ったり来たりする点はありますけれども、ご了承ください。</p> <p>こちらの資料につきましては、第1回の委員会で頂戴いたしました意見等に対する回答及び対応状況等を取りまとめたものになってございます。</p> <p>まず、黒田委員からご質問がございました、No.1と2になりますけれども、県内法人の整備床数と、県外法人整備床数の年度別の内訳につきましては、県内法人整備床数が平成30年度は85床、令和元年度が167床、令和2年度が60床、合計312床となっております。</p> <p>県外法人整備床数が平成30年度は290床、令和元年度が90床、令和2年度が80床</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>で合計460床となっております。その他、令和2年度の未定分として416床となっております。</p> <p>また、特別養護老人ホームの空きベッド数につきましては、令和2年7月1日時点で、定員1万1,855人に対し、現員1万1,160人で、稼働率は94.1%となっております。</p> <p>次に、意見が一番多かった部分ですけれども、新型コロナウイルスの感染症対策に関してですけれども、黒田委員、雫石委員、渡辺委員、小野寺委員、白鳥委員からございました、No. 3, 5, 11, 20, 27にちょっと飛んでますけれども、記載のとおり意見をいただきましたので、後程説明させていただきます、資料6の骨子（案）2項の感染症への備えに記載してございます。</p> <p>同様に、No. 13で、鈴木委員から、認知症の方々及びそのご家族への感染症対策の周知等についてご意見をいただいたものにつきましても、こちらも計画の中で、感染症への備えの項目に記載したいと考えてございます。</p> <p>大規模災害に対する対策に関しては、No. の24で佐藤委員、No. の27で、白鳥委員から意見をいただいておりますので、こちらも計画の中で、大規模災害への備えの項目に反映したいと考えてございます。</p> <p>次に、No. 12で、伊丹委員から、通いの場などの高齢者のサポート体制づくりに関して意見をいただいておりますが、こちらも資料6、後からになりますけれども、骨子（案）の1項、介護予防の推進及び4項の高齢者が活躍できる活動の場づくりに記載をする予定になっております。</p> <p>また、No. 16, 17で、池田委員から、地域における支え合いの重要性と強化、地域共生社会の機能等に関して意見を頂戴しておりましたので、こちらも資料6の骨子（案）、1項の、地域包括ケア体制の充実の項目に記載することとしてございます。</p> <p>続いて、No. 21で、加藤委員から、フレイルに関して意見を頂戴した内容についてでございますが、こちらも資料6の骨子（案）、介護予防の推進の項目にフレイル対策で記載するほか、新たな生活様式を踏まえて、地域支えあいのあり方や事例等、また、ITを活用したフレイル予防の事例につきまして、計画の中で、感染症への備えの項目にも記載したいと考えてございます。</p> <p>同じく、No. 22の、加藤委員からの、今後の研修の持ち方等につきまして意見を頂戴しましたものにつきましては、計画の職員の資質向上等の項目にその旨を記載することといたします。</p> <p>続きまして、No. 23の、佐藤委員から、地域で支えるサポーターの高齢化について意見を頂戴いたしました。元気な高齢者が活躍の主役となるための取組などにつきまして、計画の高齢者が活躍できる活動の場づくり等の項目に記載したいと考えてございます。</p> <p>同じく、No. 25で、佐藤委員から、他部局や類似事業との連携等に関する意見を頂戴しましたので、計画の高齢者が活躍できる活動の場づくりの項目にその旨を記載したいと考えてございます。</p> <p>No. 26で、白鳥委員から、若い層に対する認知症に関する正しい理解を深めるための働きかけなどについての意見を頂戴しましたが、計画の認知症ケアを担う人づくりと正しい理解の促進の項目にその旨を記載することといたします。</p> <p>渡辺委員、伊藤委員、小野寺委員からNo. の10番、18番、19番に記載の、県計画と市町村計画との整合性、地域の実情と計画への反映に関して意見をいただきましたので、こちらにつきましては、11月頃までに、市町村ヒアリング等を行いまして、各圏域ごとに必要な介護サービスの見込み量等につきまして、調整を進めて参りたいと思っております。</p> <p>なお、介護サービスの見込み量等につきましては、計画の第4章、介護保険サービスの基盤整備に記載をいたします。</p> <p>最後に、池田委員、箕輪委員からNo. 15, 28で、本県計画の独自性・特徴に対し</p>

発言者	発言要旨
<p>事務局 (千坂課長)</p>	<p>て意見を頂戴いたしましたことにつきましては、東日本大震災の被災者支援のノウハウを生かした地域づくりなど、本県の独自性が出せるように、中間案の策定に向けて引き続き検討を進めて参ります。</p> <p>資料1の説明につきましては以上になります。</p> <p>皆さん、こんにちは。長寿社会政策課の千坂でございます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>資料2について、恐縮ですが着座にて説明をさせていただきます。</p> <p>資料2、第8期みやぎ高齢者元気プランの骨子(案)についてをご覧ください。</p> <p>1、みやぎ高齢者元気プランの位置付けというところでございます。</p> <p>こちらの方ですね、図の中の真ん中の一番下というんでしょうか。そちらの方に、みやぎ高齢者元気プランという丸がございます。</p> <p>今回、みやぎ高齢者元気プラン、新しい宮城の将来ビジョン、そういったところの下位計画というか個別計画という位置付けでございますが、第7期の計画プランとの違いということで、みやぎ高齢者元気プランの中に…の囲みでですね、地域包括ケアシステムの推進に向けたアクションプランというものを記載をさせていただいております。</p> <p>で、こちらがどういうものかと申しますと、宮城県地域包括ケア推進協議会というところで、皆様が、誰もが住み慣れた地域で、可能な限り、生活を続けられるような取り組みを進めましょうというところで、各、様々な団体様にですね、入っていただいて、地域包括ケアを今進めているところでございますが、こちらの地域包括ケア推進協議会の方で、これまでみやぎ高齢者元気プランの下位計画、県の元気プランの下位計画という形で、地域包括ケア推進アクションプランを策定をして、個別具体の取り組みについて、各団体様と計画を持ちながら進めておりました。このアクションプランの中でですね、実は数値目標その他も決めた、数値目標やその他も盛り込んだ形で、プランの方を策定をしているという状況でございます。</p> <p>今回、第8期のみやぎ高齢者元気プランにおきまして、これまで別々で作っておりました地域包括ケアシステムの推進に向けたアクションプラン、地域包括ケア推進アクションプランにつきましても、一部融け込む形で整理をさせていただきたいと思っております。</p> <p>内容としましては、これまでの地域包括ケア推進アクションプランで使っていた数値、目標数値ですね、そういったところも、高齢者元気プランの方に記載をするというふうな形で進めさせていただきたいというところが1点、変わっているところでございます。</p> <p>それから、2、計画期間からですね、7の高齢者福祉圏域までは、特段変更等はございません。</p> <p>あと5頁のところですね、参考としまして、第7期の元気プランと、第8期の元気プラン(今回策定分)というのを対照として付けておきまして、この中で、第1章、みんなで支え合う地域づくりの中の第3項、安全な暮らしの確保、こちらの方に、今回、感染症への備えというところを、追加をさせていただいております。</p> <p>資料2の説明につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (半田班長)</p>	<p>地域包括ケア推進班の半田と申します。</p> <p>資料の3、地域包括ケア推進アクションプランについてと、資料の4、目標値の設定についてということで、資料二つまとめてご説明をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。</p> <p>まず、地域包括ケア推進アクションプランにつきましてでございます。</p> <p>先ほど資料2のところでも、千坂の方からご説明を申し上げましたけれども、</p>

発言者	発言要旨
事務局 (半田班長)	<p>これまで県では、地域包括ケアに係る関係機関の連携体制を構築するため、平成27年度に、宮城県地域包括ケア推進協議会を設立いたしまして、協議会が目指すべき方向や、参画した関係機関との協働に向けた事業の具体的な目標値などを取りまとめまして、地域包括ケア推進アクションプランとして策定をし、取り組みを行って参りました。</p> <p>このアクションプランはこれまで、みやぎ高齢者元気プランの下位計画として位置付けられておりまして、六つのテーマを設定してございました。</p> <p>医療・介護基盤の確保、多職種連携体制の確立、高齢者の健康維持・増進、生活支援サービスの充実及び住まいの確保、認知症対策の推進、介護人材の確保、これらのテーマにつきましてですね、具体的な目標値などを示して参りました。</p> <p>今回、第8期みやぎ高齢者元気プランを策定するに当たりまして、基本的目標に掲げましたみんなで支え合う地域づくり、自分らしい生き方の実現、安心できるサービスの実現に向けて重要な地域包括ケアの推進を一層進めるためにはですね、関係機関や市町村の取り組みと連携が重要であるとともに、家族や地域住民やボランティアなど、地域に暮らす全ての県民が主体であるという観点が重要と考えております。</p> <p>このため、アクションプランにつきましても、県や市町村関係団体のみならず、住民一人一人の活動を含めた、県の計画として位置付けますとともに、これまでアクションプランで定めてきた、具体の目標数値などを第8期みやぎ高齢者元気プランに盛り込みながら、アクションプランと第8期高齢者元気プランを一体の計画として策定を行うということで進めたいと考えております。</p> <p>なお、資料の表面の表は、構成のイメージとしてお付けをしております。</p> <p>また、裏面にはですね、現行の地域包括ケア推進アクションプランの目標指標を記載してございます。全部で13の指標というのが、現プランの目標指標でございます。</p> <p>続きまして、資料の4の方になりますが、関連いたしまして目標値の設定につきましてでございます。</p> <p>これまで、みやぎ高齢者元気プランにおいては、元気プランの基本的目標の実現に向けて、介護保険サービスの基盤整備に係る見込み量などを基にしまして、関連する施策ごとに、定性的な目標を定めて事業を進めてきたところでございます。</p> <p>定量的な目標につきましては、先ほどのアクションプランにおきまして、地域包括ケアシステムの推進に向けた具体的な取組に関して指標を設定し、事業を推進して参りました。</p> <p>今回、元気プランの策定にあわせまして、アクションプランを、地域包括ケア推進アクションプラン編として一体の計画とし位置付け策定をすることから、元気プランの基本的な目標ごとに、定量的な目標指標を設定することにしたいと考えております。</p> <p>基本的な目標に対する目標指標の案でございますけれども、そちらの方に先ほどのアクションプランの13の指標を基本的な目標ごとに、割り振ったような形で記載をさせていただいております。</p> <p>みんなで支え合う地域づくりにおきましては、①番、訪問診療を行う診療所・病院数から、⑧番、生活支援コーディネーター養成研修修了者数。</p> <p>それから(2)といたしまして、自分らしい生き方の実現におきましては、①番、週1回以上実施される住民運営による通いの場参加率、②認知症サポーター数。</p> <p>それから、第3章、安心できるサービスの提供といたしましては、①番に小規模多機能型居宅介護事業所数、それから③番の介護職員の人数まで、合計しまして13の指標を割り振ったような形で今記載をさせていただいております。</p>

発言者	発言要旨
事務局 (澁谷班長)	<p>以上を基本的な考えとしまして、これからこれらの指標の妥当性でありますとか、新たな指標の必要性でありますとか、また新たな目標値、その数値の設定につきまして、これから検討を進めて参りたいと考えております。</p> <p>以上私の方からのご説明でございます。</p> <p>では、続きまして、資料5の方の説明に入らせていただきます。</p> <p>すいません。また座ってご説明をさせていただきます。</p> <p>資料5、A4の表裏あるものでございますけれども、1の介護給付の適正化につきましては、平成20年度から、これまで4期にわたり、宮城県介護給付適正化取組方針を策定しまして、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の5事業を主要適正化事業としてその推進に取り組んできたところでございます。</p> <p>今回、令和3年度から令和5年度までの3年間を取組期間とする、第5期介護給付適正化取組方針を策定するものでございます。</p> <p>次に、2のみやぎ高齢者元気プランにおける位置づけですけれども、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法の一部が改正され、市町村が行う介護給付適正化の取組への支援について、都道府県が取り組むべき施策に関する事項と、その目標を都道府県介護保険事業支援計画に定めることとされてございます。</p> <p>これに伴いまして、国の基本方針等では、県が策定する介護給付適正化計画は、基本的に介護保険事業支援計画において定めるものと規定されてございます。</p> <p>国の基本方針等に基づきまして、第4期介護給付適正化取組方針は、第7期みやぎ高齢者元気プランの中で定めるものとしたしました。</p> <p>第5期介護給付適正化取組方針についても同様に、第8期みやぎ高齢者元気プランの中で定めるものとしたします。</p> <p>続きまして、裏面の方になりますけれども、3の第5期介護給付適正化取組方針の方向性につきましては、改正介護保険法及び国の基本方針等に基づきまして、第5期取組方針を策定することになります。</p> <p>第5期におきましても、先ほど最初に説明しました、五つの事業について、引き続き主要適正化事業として重点的に取り組むものとしたします。</p> <p>なお、第4期における主要適正化事業の実施状況につきましては、表に記載のとおりとなっております。</p> <p>最後に、第5期介護給付適正化取組方針の構成ですけれども、目次(案)のとおり第5章に記載することとしてございます。</p> <p>以上が介護給付適正化取組方針の説明になります。</p>
事務局 (澁谷班長)	<p>続きまして、資料6、第8期みやぎ高齢者元気プランの骨子(案)についてのご説明になります。</p> <p>A3横の、ちょっと大きめの、骨子(案)についてのご説明をさせていただきます。こちらの資料につきましては、第1回の委員会でご審議をいただきました、その課題を一番左に掲載しまして、右に流れていく資料になっております。</p> <p>全部で九つの基本課題に対しまして、必要な小項目を複数設定いたしまして、それらを達成するためにどういった施策の展開が必要になるか。前回の委員会で、先ほど、資料1の方でも、若干ご説明させていただきましたけれども、委員の皆様からのご意見を踏まえまして、施策展開の方向性について、検討、整理を行ったものでございます。</p> <p>こちらの施策展開の方向性につきまして、こちらから説明いただきまして、ご意見をいただければと考えてございます。</p> <p>資料6のですね、表の下線を引いてある部分が、現行の第7期プランからの修正や新たに追加を行った箇所となります。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>まず第1章、みんなで支え合う地域づくりの第1項、地域包括ケアシステムの充実・推進についてご説明いたします。</p> <p>1の「地域包括ケア体制の充実」、2の「多職種連携体制の構築・推進」、3の「介護家族の支援」の三つの小項目を設定いたしました。</p> <p>いずれも基本的には現行の7期プランからの継続して取り組むものとなっております。</p> <p>施策の展開の方向性につきましては、地域包括ケアシステムも含めた地域共生社会の実現に向けた取組の推進、地域の実情を踏まえた、医療・介護・生活支援の連携を図るための取組の推進を追加させていただいております。</p> <p>次に、第2項、地域支え合いと介護予防の推進でございますけれども、1の「支え合う地域社会づくり」、2の「地域支え合いの推進」、3の「介護予防の推進」の三つの小項目を設定しまして、施策展開の方向性に、被災者支援のノウハウを生かした地域支え合い体制の構築、通いの場づくりの推進、フレイル対策を追加しております。</p> <p>資料の次、2頁になりますけれども、第3項、安全な暮らしの確保につきましては、この1の「感染症への備え」の小項目を新たに追加させていただきまして、こちらに新型コロナウイルス等の、感染症対策について記載することとしてございます。</p> <p>なお、2の「大規模災害への備え」、3「地域ぐるみの防犯・防災対策」、4の「交通安全の確保」の三つの小項目につきましては、第7期と同様に設定しております。</p> <p>感染症への備えの施策展開の方向性としましては、感染症に対する研修の充実、感染症発生時も含めた関係機関と連携した支援体制の整備、感染症発生時に備えた応援体制の構築、感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備としております。</p> <p>また、大規模災害への備えの政策展開の方向性としましては、災害時の介護職員の派遣、協力協定を締結するなどの体制整備も追加しております。</p> <p>続きまして、3頁ですね、第2章、自分らしい生き方の実現の第1項、認知症の人にやさしいまちづくりについてご説明をさせていただきます。</p> <p>1の「認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくり」、2の「早期発見・早期対応の促進」、3の「認知症に適切に対応する地域づくり」、4の「認知症ケアを担う人づくりと正しい理解の促進」、5の「認知症介護家族への支援」の五つの小項目を設定しております。</p> <p>政策展開の方向性といたしましては、認知症の人が自ら発信できる機会の確保を今回新たに追加しております。</p> <p>第2項、生きがいに満ちた生活の実現につきましては、1の「高齢者が活躍できる活動の場づくり」、2の「いくつになっても働ける社会づくり」の二つの小項目を設定しております。</p> <p>こちらにつきましては、施策展開の方向性として、通いの場づくりの推進を新たに追加させていただいております。</p> <p>次に、3項、先ほどは4頁になってしまいましたが、すみません、3項の自分らしく生きるための権利擁護につきましては、1の「権利擁護のための取組」、2の「高齢者虐待の防止」の二つの小項目を設定しております。</p> <p>こちらにつきましては、現行の7期プランの取組を継続することとしてございます。</p> <p>続きまして5頁になります。第3章、安心できるサービスの提供の、第1項、サービス提供基盤の整備についてご説明をさせていただきます。</p> <p>1の「在宅生活を支援するサービスの充実」、2の「施設サービスの充実」、3の「地域密着型サービスの推進」、4の「新たな住まいの確保」、5の「バリアフリーみやぎの推進」の五つの小項目を設定しております。</p>

発言者	発言要旨
高橋委員長	<p>施策展開の方向性につきましては、既存施設で、老朽化が進む施設の長寿命化対策を新たに追加させていただいております。</p> <p>第2項の介護を担う人材の確保・養成・定着につきましては、1の「多様な人材の参入促進」、2の「職員の資質向上」、3の「労働環境・処遇の改善」、4「介護支援専門員の資質向上」の4項目を設定してございます。</p> <p>施策展開の方向性につきましては、魅力ある職場づくり、介護の労働生産性の向上を新たに追加させていただいております。</p> <p>最後に、第3項、介護サービスの質の確保・向上につきましては、1としまして「適切な介護サービスの確保」、2の「サービスの質の向上」の二つの小項目を設定いたします。</p> <p>こちらにつきましては、現行の7期プランの取組を継続するほか、第5期宮城県介護給付適正化取組方針に基づく取組を推進することとしております。</p> <p>以上で資料6の骨子（案）についての説明を終わります。</p> <p>今、事務局から説明をしていただいたんですけども、結構あります。一番最初に、前回の委員の意見に対する回答、コメントがあります。</p> <p>そのあと、元気プランがいろんな計画の、全体を盛り込んだ形になってるので、少しちょっと複雑な部分がありますけども、なるべく一体的に進めようということだと思います。その点も考慮して、ご質問、ご意見をいただければと思います。今回はこの議題がメインになりますので、お願いしたいと思います。</p> <p>伊藤委員。</p>
伊藤委員	<p>私ちょっといろいろ内部で検討してきました、最初に発言させていただきたいんですが、まず疑問点と考え方の整理の部分なんですけども、資料2の骨子（案）の部分なんですけども、この概念図、多分これ本編にもこの概念図が入ってくるんだと思いますけども、今、社会福祉課さんの方ですね、地域福祉支援計画の策定も併せて入ってます。</p> <p>社会福祉法等が改正されて、地域福祉支援計画がですね、上位計画に位置付けられたはずですよ。</p> <p>で、今回はそれをベースにしてですね、新しい地域支援計画も策定してると思いますので、我々どちらの方の計画策定の方にも関与させていただいておるので、この整合性ですよ。</p> <p>これだと、今までどおりの並列の計画ですっていうふうにはしか見えないんですよ。やっぱりそこは、私は上位計画っていうか、基本的な計画が、地域福祉支援計画なり、市町村が作る地域福祉計画が、岩盤計画だと思ってるんですね。</p> <p>まず、そこがしっかりできた上で、個別の分野の障害なり高齢なりっていうのが上に乗っかってくるっていうのが、この福祉の計画のイメージじゃないかなというふうに思ってます。</p> <p>ですから、その両課ですね、こういった概念の概念図にするのか、そこは整合性を取っていただきたいなというふうに思っておりました。それがまず1点です。</p> <p>それから2つ目がですね、千坂課長さんからご説明があったアクションプランなんですよ。</p> <p>これまでアクションプランを決定してきたのは、計画策定委員会ではなくて、地域包括ケア推進協議会。つまり、福祉分野の人だけではなくてですね、医師会なり、薬剤師会なり、当然、多職種連携がメインの協議会であって、できた経緯があるわけですよ。</p> <p>ですから、多職種連携の中で作ってきたアクションプランを、この福祉分野だけの方々の協議だけで本当にここに包含して決めていいのかっていう、ちょっと疑問な点っていうかですね、本来であれば、計画の骨子案では、推進協議会の傘</p>

発言者	発 言 要 旨
高橋委員長	<p>下団体の連携強化っていうふうにも言ってるのに、なぜ、なぜあえてそっから、この計画の策定委員会の方にですね、持ってくる。その理由をちょっと明確にお答えいただきたいのと、当然、包括ケア推進協議会の会長は知事ですから、県の決定でもいいんですけども、やっぱり今まで自分たちが決めてきたアクションプランをこちらの方で審議いただきますよということですね、主要メンバーの方々のご了解いただいているのかどうか、まずそこをちょっと確認をさせていただきたいと思っておりました。</p> <p>それからですね、ちょっと3つ目になるんですけども、長寿命化の話がありますけども、これ長寿命化だけではなくて、やはりそこには質の向上も入れていただきたいなと思ってました。</p> <p>というのは、県社協の方でもかなり古い施設持ってるんですが、多床化のものなんです。ですけど、時代とともに、やっぱり個室化が必要になってるのも事実なんです。</p> <p>ですから、長寿命化だけでは、やっぱりその施設の、その質の向上まではいきませんので、ぜひその個室化がある程度必要な状況になってますから、そこはやっぱり質の向上、長寿命化とあわせて、時代に合ったリニューアルっていうかです、リフォームというか、そういった観点をぜひ入れていただきたいなと思っておりました。</p> <p>以上3点でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>はい。回答をお願いしたいと思います。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>はい。すいません。ありがとうございます。</p> <p>まず1点目の地域福祉支援計画との関係の部分なんですけれども、こちらについてはですね、そうですね、ちょっとこの図ですと、並列という形に見えてしまいますので、そこは担当してる社会福祉課とちょっと調整をさせていただきます、上位計画というか、今、伊藤副会長さんからお話があったように、岩盤という意味合いの方が強いのかなという気がしますので、ちょっとここの形の方は、調整させていただきたいと思います。</p> <p>それからですね、2点目のですね、今回のアクションプラン、地域包括ケアアクションプランのところの位置付けのお話なんですけれども、実は、現状の、地域包括ケアのアクションプランがですね、作りとしましては、背景だったり、現状だったり、それからその方向性だったりということについて、うちの高齢者元気プランを踏襲してるというんでしょうか、二重になってるというんでしょうか、かぶっているというところがちょっと一部ございまして、そういったところについて、今回その高齢者元気プランの方に融け込ませていただきたいというふうに思ってます。</p> <p>それで、実際にそのアクションプランの本当の取り組み、取り組みの事業だったり、事業名だったりといったところについては、アクションプランという形でその協議会の方でご審議をいただき、ご承認をいただくということで調整をしたいと思っておりまして、実は市長会さんとか町村会さんとかは回らせていただいて説明をさせていただきました。で、今のところその方向性としてはご了承いただいておりますが、具体的な内容のところについては、また改めてそのご相談をさせていただきますというお話をさせていただいてましたので、ここのところは、ちょっと、うちの高齢者元気プランと、アクションプランと同時並行で作業ということにはなるんですが、矛盾その他生じないような形で調整をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>それから、3点目の長寿命化のところの、時代にあったリニューアルということの内容についてはですね、盛り込む方向で調整をさせていただきたいと思</p>



発言者	発 言 要 旨
高橋委員長	<p>ます。 よろしく願いいたします。</p>
渡辺委員	<p>他いかがでしょうか。 渡辺委員，お願いします。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>県生協連の渡辺です。よろしく願いいたします。 私もアクションプランのところの，目標数値のところをちょっとお尋ねしたいと思いました。 で，なぜこの一体的になのか，今の課長さんのご説明で，ちょっと分かりました。 ただ，この数値目標を，この元気プランのところに入れるということについて，この第8期中の推進委員会のところで，この数値目標については検証とか評価とかするのかがどうかが一つちょっとお聞きしたいのと，あと単年度ごとに，もしそうならば，単年ごとに見直すのか，それとも3年の期間をおいて見直すのかっていうのが一つ聞きたいということです。 あと，アクションプランも，毎年度，私も中に入って連絡会議の中に入ってますけども，アクションプランの整合性というところでは，この元気プランの数値の確認はどのようになるのかっていうのをちょっと知りたいのと，あと，この目標数値を元気プランに入れる際にですね，一体化した計画で位置付けるのであれば，計画が数値化されているものはですね，分析と評価を明記すべきということ，常々考えていたので，そこら辺はちょっとお願いしたいというふうに思っておりました。</p>
渡辺委員	<p>はい。ありがとうございます。 実は今回ですね，アクションプランの内容を，こちらの元気プランの方に盛り込みたいというふうに，うちの中で考えた一つがですね，実は，現状，高齢者元気プランの方がですね，進行管理をしましょうというときに，取組の方向性っていうか，その取組内容は記載があるんですが，具体的なその数値的なところでの進行管理っていうのはなかなかできない。 実際の進行管理，数値的な進行管理としては，地域包括ケアの推進アクションプランの方に委ねているというような状況になっておりましたので，そのところ，数値的な目標，その数値的な進行管理っていうのを，高齢者元気プランの中でもできるように行いたいというところがまず一つ思いとしてあるところです。 その中で具体的な目標値の設定ということで，今後中間案の中で，具体的な数値というところの考え方，それから具体的な数値自体ですね，そちらの方は，皆様にお諮りしたいというふうに思っておりますので，その中でその根拠だったり，考え方だったりというところはお示しさせていただきたいと思っております。 あと，進行管理の部分で毎年行うのかということなんですが，こちらの方はですね，基本的には，毎年，数値目標に対してどれぐらい進んでいるのかということの管理ができると思っておりますので，そういった数値的な管理についても進めさせていただきというふうに思っております。</p>
渡辺委員	<p>今のに関連して，目標数値のアクションプランにある12だか13の数値目標をね，そのままスライドする形で元気プランのところに入れ込むんでしょうか，それとも，元気プランの中には，当然，数値目標ができるであろう項目もあるわけで，そこら辺も盛り込むのか，なんかアクションプランを入れるのはいいんですけども，要するにこの，この目標の数値目標って，どういうところから導かれたのかなっていうのが，ちょっと見てて疑問で，そこら辺どうなのかなというふうにちょっと考えております。</p>

発言者	発 言 要 旨
事務局 (千坂課長)	<p>はい。すいません。ありがとうございます。          ちょっとその辺説明が足りませんでした。          現行の地域包括ケアのアクションプランの数値っていうのは一つ、その指標として必要なものかなというふうに思っております。一方で今、渡辺委員からご指摘がありました、その他の分野のところについても数値目標として立てられるのではないかとこのところについてはですね、中間案をお示しする際に、こういった目標の設定ということが考えられるのではないかとこのことで、お示しさせていただきたいというふうに思っております。</p>
高橋委員長	<p>はい。他いかがでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>すいません。1件これだけは言ってきてくださいっていうのが1件、忘れてまして申し訳ございません。          今回のメリハリの新しい計画のメリハリの段階でですね、やっぱり権利擁護の、その確保の部分をもうちょっと強化して欲しいというのが、県社協の意見でございました。          2025年問題、あと5年しかないわけですね。          地域でいろんな方がいろんな意味で暮らしていくためには、やはり認知症の分野になるのかどうかは別としましてですね、これしっかりした権利擁護、要するに成年後見制度をですね、しっかり進めていかないと、結果的に誰も面倒見ない方が増えていってしまうと。          数値でも見るように宮城県、独居老人がどんどん増えてるわけですね。          しかも、子どもさん方が皆さん遠くに行かれてて、こちらの方で面倒見れないというような方々が多い中でですね、やっぱり地域で暮らしていくためには、そういった子どもさん方に代わりになるしっかりした後見人が必要になると。          今、社協の方でいろいろ請負ってはやってますけども、やっぱり市町村がもっとしっかりとですね、成年後見制度に取り組んでいただかないと、結果的にどこにも頼りにする方がいないっていう方々がどんどん出てくると思うんですよ。          今までどおりっていうことではなくて、例えば加速化とか、そういった言葉をぜひ入れていただきたいなと思っておりました。          やっぱりあと5年で、やっぱり社会が変わるといふふうに言われてますので、来年度からですね、しっかりと権利擁護の関係について、宮城県として取り組んでいくんだっていう意思表示を、ぜひしていただきたいと思っておりましたのでよろしくお願いします。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>はい。権利擁護の方につきましてはですね、こちらの県の方としましても、今、力を入れようと思っているところでございますので、文言としてそういった形で盛り込めるように調整させていただきたいと思えます。</p>
高橋委員長	<p>はい。いかがでしょうか。          池田委員。</p>
池田委員	<p>はい。池田です。よろしく申し上げます。          五つあるんですけども、できるだけ手短に。          一つは先ほどの、前回の質問に対する回答の中に国の基本方針に基づいてって書いてあって、多分それはそうなんだろうと思うんですけど、国のためにやるのか、基礎自治体を支援するためにこの計画があるのかっていうところが私は気になっていて、どうしてもなんか国のためにやるような印象があります。          宮城県として、宮城県民といいますか、市町村民といふのか、市町村といふの</p>

発言者	発言要旨
	<p>か、どういうふうを支えていくのかっていうことがやっぱり必要なんじゃないかなっていうことを感じます。</p> <p>国の関係者の方と話をしてる時に、仙台市のような田舎じゃなくてさって言われたことがあるんです。</p> <p>多分今、国の最大なる課題は、首都圏のこれからの高齢化の問題で、もしかすると地方の問題以上にそこに關心があるのではないかな。</p> <p>国の制度は宮城県のために創られてるならいいんですけど、私は宮城県のためだけに創られてるんじゃないかって、世田谷区とか新宿区とかも使えて、なおかつ仙台でも使えて、七ヶ宿でも使えて、離島でも使えるという一律の制度になっている。それをただただやっていますという話では、国との関係もあるんだと思うんですけども、宮城県にとって宮城県民にとって、必要な計画にしてくことになるのか、どうしても気になる点です。</p> <p>二つ目は、県の資料にはないんですけど、国の基本指針の中には随分、今年度、新たにできた就労的支援コーディネーターという文言が入ってるんですね。</p> <p>生活支援コーディネーターとか、認知症地域支援推進員とか、地域づくりに関わるコーディネーターとか推進員っていうのが随分作られてきているんですけど、私達、今宮城県の生活支援コーディネーターの養成研修などに関わって、計画にも書かれている地域のお宝、地域の繋がりを生かしていく地域づくりに関わっているんですけども、その中では、例えば、認知症の方を地域で、みんなで支え合って暮らしているようなことがあるんですけど、これに生活支援コーディネーターも関わり、認知症地域支援推進員も関わり、もしかするとその中で、就労的なことがあれば就労的支援コーディネーターも関わりということで、少々股裂き状態になってるなっていう感じがしてるんですよ。</p> <p>ですから、例えば、地域おこし協力隊は、小地域に張りつく地域おこし協力隊もいれば、テーマごとに関わる地域おこし協力隊がいて、地域おこし協力隊っていう中で、いろんな形があるんですけど、今、国から降りてくる仕組みは、それぞれその時々課題で仕組みが創られて下りてくるので、結果としては縦割りになってるんですよ。</p> <p>最近、縦割り110番っていうのが話題になってますけど、これから人が減っていく中で、もう縦割りでは持たないんじゃないかな。</p> <p>1人の人が、いろんな機能を持ってやってくってというようなことの視点も、何とかうまく組み込んでいけないんだろうか。</p> <p>認知症の方を地域で支え合ってる中で、ご近所の人たちが、その認知症の方に寄り添って、市民後見人ではないんですけど、その地域の方々と、権利擁護や成年後見に関わってる人と一緒になって、その地域で支えていくっていうことも必要になってきてるんじゃないかなというふうに思う。縦割りがゆえに、進んでないものがたくさんあって、もうちょっと横割りのことを入れていかないと、今、伊藤委員からもありましたが、2025年とかですね、今後のことに対応しにくいかなっていう感じがしてるんで、何か工夫がないものかというふうに思いました。</p> <p>三つ目は、渡辺委員からもありましたが、先ほどの目標値にも関わる話なんですけど、通いの場を作るということが今回書かれていますけど、これもまた、地域に関わっていくと、通いの場とかサロンとか、介護予防教室と言わない、通いの場がたくさんあるんですよ。</p> <p>夏の時期ですと、特に農村地域の高齢者の人たちは、もう忙しくて仕方ないから余計なことやんないでっていうふうに言われてるだけけれど、にもかかわらず、通いの場づくりをしなきゃいけないっていうことで、例えば、生活支援コーディネーターの方々は、通いの場をまだ作れてないのすごく苦しいというふうに言われてるんですけど、でも、地域を見てみると、やれ、お祭りの準備とか、地域の行事があったり、野良仕事の合間に何人かでお茶飲みしたりとかっていう場があって、これ全部通いの場なんですよ。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>それをちゃんと通いの場として認知できない限り、これ以上、地域でいろんなものがある中で、改めて通いの場を作ると、今あるもの、壊れていきますよね。</p> <p>ですから、それを何とか、もし数値目標に挙げるのであれば、そういうどんな形でもいいから集ってるようなものは、評価の対象にしていくっていうのはとても大切ですし、今、コロナで、随分サロン運営も自粛自粛ってされてますけど、気が付くと自粛したんだけど、何人かで親しい人とはお互いに気かけ合った暮らしをしてる人たちも、結構いらっちゃって、孤立してる人の問題は孤立してる人の問題でどうするかっていうのは一方であるんですけど、でも繋がってる人のところは、今あるものを維持してもらおうということを前提に、新しいものも考えてくってということにしていかないと、今あるものも壊してしまうってことになるのではないかなっていうふうな気がして、少々国のインセンティブ交付金などで、作れ作れといっていることが、今あるものを評価しないことになってしまうんじゃないかな。お祭りの準備をしてるのは、お祭り準備サロンなんですよね。お祭りそのものもサロンなんですよね。お祭り終わった後に、打ち上げやってるのも、あれはサロンなんですよね。</p> <p>そういう中で、お互いに気にかけて、見守りになったり、困ったときに支え合ったりっていうようなことが、とても重要なので、通いの場だけを作るということでは、多分ないのではないかと思いますし、住民の皆さんは、これ以上また何をやらせんだっていう思いがどうしても大きいので、今あるものを生かしながら、でも必要なものを考えていくってことをうまく謳えないんだろうかなというふうに思いました。</p> <p>四つ目は、今日の河北にも出てましたが、厚生白書の中に、2040年、全就労者の5人に1人を介護医療人材にしないと、持たないっていうふうに書かれておりました。</p> <p>その中で考えていくと、比較的軽度な方も含めて、考えていかなきゃと思うんですが、震災の支援のノウハウを生かすっていう話がありましたが、震災の時に、2011年に、仮設住宅等を支援する被災者支援の従事者が、大体県内で千人いました。</p> <p>この方の7割ぐらいは、対人援助の仕事初めてということで研修をやったり、できればそういう方々に被災者支援の終了後、介護人材にというような思いもあって、県の予算で、当時のヘルパー2級を受講してもらってというようなことも組み立てたんですけども、あまり受講されませんでした。</p> <p>どうしてですかって聞いたら、見守りとか、サロンの運営などに関わることをしたいけれども、介護まではちょっとハードルが高いっていうことでした。</p> <p>この方々が、教育訓練もしながらですね、比較的軽度な方々と一緒に地域を作っていくってことをしていかないと、多分、5人に1人の介護人材なんて到底難しいのではないかなというふうに思ってます。</p> <p>他の県で恐縮ですが、高知県などでは、あつたかふれあいセンターという形で、県単の事業を作って、介護の認定を受けた人も含め、介護認定を受ける前のお元気な方も含めて地域で支え合っていくような機能があって、福祉部局じゃない部局では、集落活動センターっていうのも県が整備していて、その集落活動センターっていうのは、どちらかっていうと今回の就労的支援コーディネーターと同じような機能だと思うんですが、まだまだやれることをみんなでやりながら、支え合っていくというようなことを取り組んでるんです。なかなか今、県単事業というのは起こせないと思うんですが、国のいろんな施策、福祉部局だけじゃなくて、地域おこし協力隊とか集落支援員とかっていうような機能が、ハード面というのと、小さな拠点なども生かしながら、できれば旧小学校区っていうのか、町内会連合会、連合町内会ぐらいっていうのか、我々が普段使ってる日常生活圏域という圏域よりもうちょっと小さな住民の方の圏域で、支え合いを支援していくようなことをやって、できるだけ長く、元気で暮らせるような、具体的な仕組みが</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>ないと。個別支援にはワーカーがたくさんいるんだけど、地域で支え合ってくださいっていってても、支え合いを支援する専門職って今、お金がでてるのは、生活支援コーディネーターぐらいしかない。</p> <p>あとは社協の役割としてあるぐらいなので、もう少しその辺のところが必要じゃないかなと思いました。</p> <p>最後、五つ目は、伊藤委員からも出てましたが、地域福祉支援計画との整合で、法律も改正されて、地域共生社会っていうか、重層的支援体制整備というところのことも多分書かれるんだろうと思うんですが、それは8050とか、ダブルケアとかっていうところの対応でもあるんですけども、例えば、老いた親とまだ高齢期を迎える前の障害を持つての方の世帯などで、最後は、親は介護施設に行き、一緒に暮らしてきた障害を持った人は、障害者施設に行き、最後バラバラに暮らすということではなくて、最後まで暮らせるようなことを目指していくということなんだろうなというふうに思うと、もともと宮城県は共生型ということも試行してきた部分があるので、国の制度を待つだけじゃなくて、うまく組み合わせ、チャレンジしてくようなことを提案していかないと、何となく国のための計画づくりになってしまうんじゃないかなということに危惧しています。</p> <p>長くなりました。以上です。</p>
高橋委員長	はい。よろしいでしょうか。
	お願いします。
事務局 (千坂課長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>まず、ご指摘のですね、県の計画なので、国のための計画にならないようにというところなんです、おそらくその話がですね、例えば、目標値のところの、通いの場のところの、現況で既にその通いの場がちゃんとあるのにもかかわらず、目標数値なんかを立てちゃうと、そういったせっかくできている現状のものが壊れてしまうというところも含めて、そういった県の現状を踏まえた、県としてのあるべき姿というのを示すべきではないかというご指摘だと思います。</p> <p>それで、その部分については、例えば、通いの場の目標数値という中で、今、現状でも、通いの場と名付けないと通いの場とカウントしませんよというのではなく、実際に機能として通いの場の機能があればそこで通いの場ですよということで、市町村さんとの間ではやりとりはさせていただいてるところなんです、そういったその現状できている、せっかくの財産というんでしょうか、そういったところがうまく生かせるような方向でですね、こちらの計画の方も進めさせていただければと思います。</p> <p>どうもありがとうございます。</p>
高橋委員長	一通りご意見をいただければと思いますので、はい。よろしくをお願いします。
伊丹委員	<p>包括協の伊丹です。よろしくお願いします。</p> <p>第3項の安全な暮らしの確保の中の、2の大規模災害への備えっていうところで、最近、大雨とかによる水害の問題がかなり大きく出てるんじゃないかなと思うのですが、ここに水害という言葉が一つも出てきていないのですね。</p> <p>で、地震・津波対策の強化というふうにはなってるんですが、水害に対するっていうところは入れなくてもよろしいのかなっていうところがちょっと思いました。なので、そこを入れて欲しいなっていうふうに思います。</p> <p>それから、4番目の交通安全の確保っていうところなんです、高齢者ドライバーの交通安全の確保っていう、この見出しだけを見るといろんな解釈ができるのかなというふうには思うのですが、いずれはやっぱり歳をとれば、運転はでき</p>

発言者	発 言 要 旨
事務局 (千坂課長)	<p>なくなる。そのときに、どういう手段で、高齢者の足を確保するのかっていうところ、そこをやっぱり考えていかなければ、通いの場にも行けないし、これみんないろんなところに繋がってくんですね。</p> <p>いわゆる、高齢者が外出をしてっていうところで、生きがいつくり、そういうところにもやっぱり繋がっていくと考えられるので、高齢者の足というところも考えて、都市であればある程度、交通、公共機関も発展してるので大丈夫かと思うんですが、仙台市なら、でも仙台市も一歩外れればそうではないというふうに思います。</p> <p>なので、その辺のところをきちんと明記していく必要があるんじゃないかと思えます。</p> <p>それから、何となくこれを見ていて、とてもこう思うことがあるのですが、人の手、福祉ってもともと多分、ハンドからハンドっていうふうなところで、ずっと長い歴史があって、人っていうところが全部に関わっていくんですね。</p> <p>でも、今の時代を考えたときに、人がもう、本当に人口が減っていく、若い年齢層だって、少子高齢化っていうふうに謳われていく中で、もっと別の方法で対応できるということを考えていく。そのためのITっていうかね、その辺を、私はこういうところにも、それをどこに入れたら一番いいのかっていうところは具体的にまだ見えてきていませんが、そういうところがもうちょっと、これって本当にこうなんだろうな、アナログですよ、見てると。</p> <p>とてもいいことは書かれているんですが、ただこれは今度、私がこれを具体的にどう進めていくのかっていうところはとても興味深く今見てるんですが、骨子なので、はい。</p> <p>その辺のところをちょっと自分なりの解釈でこういうことなのかなっていうふうには今理解はしてますが、何となくその辺のところ、もうちょっと今の時代を反映した施策があってもいいような気がするのですが、いかがでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>まずですね、1点目の水害というところのお話だったのですが、すいません、地震・津波対策の強化というところまででしたので、水害も含めて、大規模災害への備えという形で整理をさせていただきたいと思えます。</p> <p>あと、二つ目のですね、交通安全の確保の中で、高齢者の足の確保っていうお話のところなんですけど、どこまで書き込めるかというところはあるんですが、ちょっとこちらの方はですね、中間案に向けて調整をさせていただければと思います。</p> <p>あと、三つ目のITの部分なんですけど、すいません、そうですね、ご指摘のとおりですね、ちょっと抜けているところですので、ここはですね、実際、我々の方でも、ITなんかを活用して、少しその事務の効率化っていう形を通した職場環境の整備だったり、或いは、実際にITなんかを活用していただいて、経営面での貢献だったりというところも含めて整理をしていきたいと思ってますので、ここは、このところのITという部分を書き込めるような形で行いたいと思えます。</p> <p>それで、一応ですね、第3章になりますでしょうか。第3章の、第2項の3ですね、労働環境・処遇の改善ということで、例えば、その介護ロボット等先進技術の導入による労働生産性の向上というところで、記載をさせていただいてるんですが、その他の部分も含めてですね、盛り込めるところについては整理をさせていただきたいと思えます。</p>
伊丹委員	<p>あのですね、その意味合いもあったんですが、実はそういう意味合いだけではなく、今、コロナ感染っていうところで、高齢者が出れない。で、見守りどうすんのか、いろんなことがあるわけですよ。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>そういう中で、今、小学生にタブレットっていう時代ですね。</p> <p>そう考えたときに、見守りって、人でないとできないんですかっていうところなんです。</p> <p>だから、もうちょっとそういうところを、別の方法で、やれる方法を、それも高齢者が分かってそれを使いこなせる、そういうところまで考えて施策として入れてけば、宮城県はとても素晴らしい私はものが出来上がるんじゃないかなと思うんです。</p> <p>はい。なので、はい。そういうところが、そういうところも入れて欲しいなっていうところでは。はい。</p> <p>事務局 (千坂課長)</p> <p>はい。ありがとうございました。 広くとって、中に盛り込めるような方向で調整させていただきたいと思います。</p> <p>伊丹委員</p> <p>あと、もう一つだけ。実はですね、先ほどの最初の方で説明があったところです。</p> <p>1番の宮城県介護給付適正化取組方針というところの、2行目のところの①要介護認定の適正化、認定調査状況チェックっていうふうに書いてあるんですが、これって、人間なので、おそらくエラーってきっとあると思うんです。</p> <p>でも、そのエラーをやっぱり少なくするための、私は認定調査っていうのがきちんとなければいけないっていうふうに考えてるんです。</p> <p>で、例えば、こういう事例があるんですが、ちょっと私が包括には考えられない事例なんですけど、要支援1で認定されました。</p> <p>ところが、家族が不服申し立てをしました。要介護4です。</p> <p>支援1から要介護4と。これは誰が見ても明らかに状況が違います。</p> <p>要支援は、自転車に乗って買い物に行けます。ですよね。でも、要介護の人が自転車に乗って買い物に行けますか。</p> <p>それほどのエラーが、たとえ人間がしたとしても、最後の審査会できちんとやっってるっていう状況もありますよね。</p> <p>そういう中で、私はやっぱりあってはならないことなんだろうと思うんです。たまたま不服申し立てをしたから、そういうことが分かってたということなんです。</p> <p>なので、やっぱりそこを最初っから、少なくする。認定のずれを少なくするような制度っていうところに、やっぱり取り組んでいかなければいけないだろうと思うんです。</p> <p>そして、次のサービスに、適切なサービスに繋いでいくという形なんです。</p> <p>でないと適切なサービスを受けられないっていう状況が出てきてしまう。</p> <p>そこをやっぱり避けていかなければいけないというふうに考えます。</p> <p>その辺のところもどうか、意見としていただければと思いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>要介護認定の適正化のところについて、伊丹委員お話あったように、明らかに違う状況っていうのは全く望ましくない状況ではありますので、そういったことが起きないように仕組みというんでしょうか、そこのところですね、ちょっと研究をさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
武内次長	<p>先ほどあった水害のことなんですけども、ちょっとこの骨子の表現方法が少し至らなかったと思うんですけども、実は私どもも水害や土砂災害への対応というのは非常に大事だと思ってまして、先の熊本でもですね、特別養護老人ホームが</p>

発言者	発言要旨
	<p>甚大な被害を受けまして、本県の状況を見ますと、水防法や土砂災害対策法が避難確保計画、これが高齢者施設なども半分ぐらいしかまだできていないというような状況もありまして、先日も圏域ごとに、市町村の福祉担当課長さんの会議を開きまして、そこで改めて、福祉部局の方と、あと町の防災部局の方の所管でもありますから、連携をとって、とにかくやはり、こういった他県のこういう痛ましい事故も教訓にですね、水防法、土砂災害対策法に基づくやっぱり避難確保計画、これを早急に作っていただくようお願いしますっていうお話をしたんですけども、県の中でも土木部の方とも連携してですね、ここのやっぱり水害、土砂災害への対応っていうのは本当しっかりやっていかないといけないと思っておりますので、ちょっとこの表現が至りませんでしたけども、私どもとしては大変な問題意識を持ってまして、そこはしっかりとやっていきたいと思っております、こちらのプランの方にも、しっかり書き込んでいきたいと思っております。</p>
高橋委員長	黒田委員。
黒田委員	<p>宮城県労協の黒田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新しい生活様式が厚生労働省より示され、移動を始めとする外出の自粛問題や人との距離の確保など感染予防対策が示されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、今後も続くと思われ、コロナ禍における高齢者支援を、第8期みやぎ高齢者元気プランに盛り込む必要があると思っておりますが、県としてどのように考えているのかお聞かせ頂きたい。</p> <p>二つ目ですが、第8期みやぎ高齢者元気プラン骨子の5頁に、老朽化が進む施設への長寿命化対策についてとあります。</p> <p>特別養護老人ホームは昭和50年頃より施設整備が進められており、それから45年程度の年月が経過し老朽化してきている施設が多くなっております。</p> <p>20年後の高齢者の減少社会を見据え、建て替えるか、大規模改修するかで悩んでいる法人があります。</p> <p>県内の人口動態を参考にされ、建て替えにするか、大規模改修にするかについて、計画的に進めていくべきと思っておりますが県の考え方をお聞かせ頂きたい。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>まず、1点目のですね、コロナ禍での支援というところの部分ですけども、2頁のところのですね、1番上のところですね、感染症への備えということでこちらの方で整理をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>実際にコロナ禍において、具体的なその地域において、もし感染症が発生した時、どのようにしたらいいかというところについてはこちらの方で整理をさせていただこうかと思っておりますが、それにプラスしてコロナ禍において、例えば施設様でいうと、入居者の方のご家族との面会をどういうふうに進めるかとか、というようなところについては先ほど伊丹委員からもご指摘ありましたけど、例えば、ITを使ってとかですね、そういったところの、どういう取り組みがやっていけるのかというところはですね、他のところの部分も含めて、整理をさせていただければというふうに思っております。</p> <p>あと、二つ目のですね、長寿命化のところなんですけど、こちらのところですね、県の方でも、それぞれの施設様の建設された時期とかですね、そこら辺をちょっと調べ始めているところです。</p> <p>そういった中で、建て替えがいいのか或いはその大規模改修がいいのかというところなんですけど、おそらく、施設様からするとその選択をできるような、支援策、支援メニューですね、そういった方が整備されるのいいというところがあると思っておりますので、ちょっと計画の中にどこまで書けるかというところはあるん</p>



発言者	発言要旨
高橋委員長	<p>ですが、そういったところも見据えながらですね、計画の方は立てさせていただきますというふうに思っております。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>先ほど池田さんからも出てたところなんですけど、実はですね、今、家族による介護って、本当に少ないと思うんですね。</p> <p>家族と一緒に同居してても挨拶もしなければっていう、もう時代に入ってきてるんですね。</p> <p>だから、家族が同居してるからっていうところで、サービスもそうなんですけど、介護保険の中でいう訪問ヘルパーさんですかね、それも使えないっていう現状というところがありますよね。</p> <p>大きな制度改革にはなってしまうんですが、実はもう家族に頼らないっていうところをこれからは考えていかないといけないんだろうなと思うんですね。</p> <p>だから、1人でも安心して暮らせるっていうところを、きちんとやっばり盛り込んでいかないと、その時に、じゃあどこに相談すればいいのっていうところ。</p> <p>身寄りがいない。身寄りがいないから入院もできない。手術もできない。家族の同意がなければできないというふうになってしまう。</p> <p>でも、それは行政も包括もどうしてあげることができない。じゃあ、成年後見使ってできるかつたらそれもできないってなったときに、命の保証というところをきちんと制度ができるような形で、こういくといいのかなっていうふうには思っているところがあるんですね。</p> <p>それから、制度の狭間にいる人たちが結構いるんですね。例えば、成年後見制度を申請しました。でも、申請して認定されるまでに、結局半年ぐらい下手するとかかかってしまう。その間、どうするのっていうところなんか結構問題なんですね。</p> <p>その間どうするんだろうって、お金の管理って。今実際に、結局はできなくて困っている人達をどうやったら支えられるのかっていうところ、その辺のところもどこかに入れていけると、安心して暮らせるっていうところに繋がっていくのかなっていうふうには考えております。</p> <p>はい。以上です。すみません。何回も何回も申し訳ないです。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>実際に、制度の狭間にいる方のところの記載をですね、どこまで拾えるかというところはあるんですけども、いずれその今回の、計画の目的っていうところも、地域の中で、お1人であってもですね、住み慣れたところで暮らしていただけるというところが一つ、大きな目標になってますので、いわゆる自助、共助、公助、その中でこういったところで、そういった皆さんに、地域の中で、お暮らしいただけるかっていうところは、できるだけ盛り込めるように、ちょっと調査させていただきたいと思います。</p>
高橋委員長	<p>他いかがでしょうか。</p> <p>雫石委員お願いします。</p>
雫石委員	<p>介護福祉士会の雫石です。宜しく申し上げます。</p> <p>私の方から大きく分けて、2点について意見述べさせていただければと思います。</p> <p>1点目に、第1章の、第3項の感染症への備えの部分になるのか、またちよっ</p>

発言者	発言要旨
<p>事務局 (千坂課長)</p>	<p>と、別な箇所になのか判断つかないのですが、一つは、ステイニングマ、偏見について述べます。</p> <p>やはり、今、全国の介護事業所において、感染拡大が進む中で、ただでさえ、その人材が少ない中で運営をしている、一生懸命戦っているところにあるにもかかわらず、地域住民、その他の他の方からも、いわれなきその非難、中傷、また差別が非常に顕著になってきております。</p> <p>札幌でも、複数の方が亡くなった介護老人保健施設もはじめ感染者を宮城県内でも、デイサービス、グループホーム複数の感染者を出している箇所があります。そういった状況下で職員は、メンタル的に病んでしまう状況が非常に懸念されて、離職に至るケースってのも、実際に出てきているということを含めると、ただ単に感染症に対する研修開催するだけではなくって、医療介護に従事される方が安心して、その使命を全うできるような、環境っていうのは非常に大事なんではないのかなっていうことを、最近強く感じております。</p> <p>それと、第3章の部分で、介護福祉士会、職能団体として、第2項の部分で、幾つかお話したいんですが、1点目にですね、3番の労働環境・処遇改善の部分の中で、とても違和感を感じるのが、三つの丸ポチのところに、介護ロボット等先進技術の導入による介護労働の生産性の向上って書かれてるんですが、正直言ってその介護ロボット以前に業務改善、ITC化、そういったものに取り組みをすることによって、介護職員の負担軽減であるとか、それから介護サービスの質の向上、QOLですね、実際のサービスがよりよくその提供されるっていうものに繋がるっていうことだったら分かるけど、ただ単に介護ロボット導入による生産性の向上っていうふうに打つと、お風呂に何人をどれぐらいの時間で入れるのかとか、オムツ交換が1時間に20人できるようになるとか、想像してしまいます。</p> <p>そういう話とは、ちょっと違うので、この辺のちょっと列記の仕方について、もう少しその介護の質の担保、また、利用の方々のQOLを向上させるためにITC化であるとか、介護ロボットの活用した上での効率化を図った、負担軽減図って充実するんだっていう内容にしていかななくてはいけないんじゃないかなっていうふうに思います。</p> <p>最後に、2番の職員の資質の向上っていうところで、第3項の2番の質の向上にもちょっと該当するものなんですけど、ここら辺の文言が漠然としてまして、専門性が高いとか、イメージの出来ない内容に思えます。私は、一つに、3番の魅力ある職場づくりについて、もちろん大事なんですが、職員の資質の向上の中で、一つ言えることは、やはり職員自身が、志とやりがいを持てる、仕事にしていってっていうところが非常に大事なんだと思います。</p> <p>そういう意味では、職業倫理であるとか、さっきから皆さんから出てる尊厳の保持であるとか、そういったところの基礎教育訓練っていうのは非常に大事だし、多様性を認め、いろんな方々と共生をしていくっていうところが必要であり、人の生活と命を預かる現場の者としての、人格的な育成っていうのも非常に大事なんじゃないかなっていうふうに考えました。</p> <p>以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>まず1点目のですね、偏見、批難、中傷の対策っていうところについては、いずれ内容としてはですね、そうですね、感染症への備えがいいのか、別なところがいいのかあるんですが、ちょっと記述の方入れさせていただくようにしたいと思います。</p> <p>それから、2点目にお話がありました、6頁のところのですね、労働環境の処遇改善。ちょっとそうですね、すいません、我々の意図としましてはですね、栗石会長さんと同じような思いなものですから、ちょっとこの記述については、誤解のないような形で記述をさせていただきたいと思います。</p>

発言者	発言要旨
	<p>それから、その上の職員の資質向上というところも抽象的というお話ではなくて、もう少し志とかやりがいがとか、そういったところも含めた形で整理をさせていただきたいと思います。</p>
高橋委員長	<p>箕輪委員。お願いします。</p>
箕輪委員	<p>1万人市民委員会の箕輪と申します。よろしくお願いします。</p> <p>私どもは第三者評価調査ということで、第三者の目で、それぞれの福祉施設を見るという、そういう仕事をやらせていただいております。</p> <p>どうしても、調査にお伺いするとそこに入ってる人たちとの話し合いも時々あるわけですけどもね。</p> <p>そうすると、1年間も家族が誰も来てくれないというような人とかですね、自分自身がどこに住んでるかも分からなくて、施設の近くにある山を見てあれが富士山だなんて言ったりとかですね、そういう色々な方々と触れ合う機会があるわけなんですけども、今回のこの元気プラン1から3までの基本目標のそれぞれの項目の中にですね、介護家族に対する支援というのが所々に出てきています。</p> <p>我々も先ほど言ったように、施設を訪問した時に、その家族との関連はどうなってるのかなというようなことですね、家族アンケートをとってから調査に行ったりするものですから、その家族の思いというものはどういうふうになってるのかっていうの、時々身につまされるような事例がある場合があります。</p> <p>従って、ちょっと気になったのが、このプランの中にですね、介護家族に対する支援体制を強化したいというような、その辺は、ありがたいことだなと、本当に大事なことだなということをつくづくと感じましたので、是非ともこれをもう少し、その何を支援してくれるのかというのを具体的にですね、やはり具体的に、誰が見ても分かるようにそれをやるのかというふうなですね、そういう分かりやすい言葉で、そういう中では確かにいろいろと分かりやすく、かなり砕けた言葉で載ってる部分もありますんでね、是非ともそこをよろしくお願いいたしますということでございます。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>介護家族の方に対する支援ということで、ちょっと抽象的といいたいまいしょうか、项目的な書き方になっておりますので、そのところはですね、具体的な支援が見えるような形で記述の方整理させていただきたいと思います。</p>
高橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。小野寺委員お願いします。</p>
小野寺委員	<p>私のやつ、骨子に直接ですね、載れるような形の意見になるかどうかなんですけど、成年後見制度はやっぱケアマネージャーとして大変ですね、支援はしたいけれども、妨げになってる一つの要因なんです。</p> <p>それで、毎回その成年後見制度、なぜ進まないかっていう辺りをもうちょっと掘り下げると、ここに記載の仕方もちょっと変わるんじゃないかっていう、なんか、それをするっていう形だけでいくと、おそらく、ずっとこの並びでいっちゃうだと思っんです。なぜ進まないかって言われると、掲載の仕方がちょっと変わってくるのかなと思います。</p> <p>先ほど、要介護認定のずれっていうお話あったんですけど、これもまた骨子に載せるあれではないと思うんですけど、サービス事業所に来てまさしく今みたいな感じを受けるときがあるんです。</p> <p>私は施設にいますので、例えば、ショートに来たときに、何でこの人が要介護4、5とかっていう。だから、家族はやっぱその辺の本人との関係性の悪さと</p>

発言者	発 言 要 旨
事務局 (千坂課長)	<p>かつていうのも含めてちょっと訴えるときがありますので、在宅の10分や15分の中でそれを、30分か、それぐらいの中で見極めてなかなか難しいと思うんですね。</p> <p>で、機械ではじき出す部分と、やっぱりその、それを特記事項の中で反映させていく部分があるんですけども、とっても分かりやすいと思います。</p> <p>事業所にそういう案件のある方は来るとか、事業所が確認をとるとかっていうことがあっても、随分ここはそこ、差がなくなってくるんじゃないかなっていう感じがします。まさしく、そういうところに処遇していますので。</p> <p>あと、コロナの関係ですけれども、今日たまたまですね、午前中にコロナの現場の実地指導っていうのを受けてきました。</p> <p>施設に来ていただいて、その感染の対策の状況、そういう今現にやってらっしゃる事業の分をですね、もうちょっとこう盛り込んでいただくと、よろしいんじゃないかなと思う。とても勉強になりました。</p> <p>座学で受けるのとは全く違うので、施設の作りも違いますので、その中で、例えば、自分たちがこれが感染対策だったと思ったものが違ったり、もっと大々的なマニュアルを作ったものが、もっとあっさりしたものでも十分機能してたっていうことがあったりしますので、施設を回るとなったらなかなか大変な方だと思うんですけども、そしてその受けたことについての受けた施設ですよっていうのがどっか評価できるような形があるとかそういうのもいいのかななんて思いました。</p> <p>あと、先ほどのITの部分ですけれども、やっぱり確かにそういう時代に入ってますので、さっき雫石先生が言われたような、最後はやっぱり福祉は人だと思うんですね。</p> <p>例えば、見守りをして、その確認に行くのは人なんですよね。それから施設は看取りをしています。</p> <p>看取りの関係も、病院で看取る場合は、病院は機械付けてそのままです。施設はやっぱりそこは人なんですよねっていうあたりのところを上手に盛り込んでかないと、機械化すれば何でも解決するみたいな形になるとちょっと別口になってくるかなって感じが私もしています。</p> <p>で、あとは、コロナが発生した場合のことなんですけども、やっぱりその発生した施設で完結するっていうのは、とても厳しいことと、その施設がもうそのまま再生できるかとなったらそういうことではないと思うんですね。</p> <p>これを、その施設で終わるような形で済ましてしまわないような対策をとるべきだと私は考えます。</p> <p>だから、出たらば、どっかその、保険者と県とで仕組みを作って、そういうところに一旦入っていただいて、介護の人が行くっていうのはいいかもしれないけど、発生したんだからお互い全部片付けなさいって、物資とか協力とか指導はしますよっていうんでは、ちょっとやっぱりそれでは解決できないかなって思います。風評被害もすごくありますので、その辺。</p> <p>あと、今だと、在宅で看なさいよみたいな、怪しい者は皆在宅でみたいな、そうすると在宅で誰看るのってなって、今度、ヘルパーさんに押し付けられてるっていう、そういう形にあってはならないかなとそんなところ。</p> <p>ちょっと雑多になってしまって申し訳ありません。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>成年後見のところにつきましては、今、小野寺委員からご指摘がありました、なぜ進まないかというところ、一回ちょっと分析をいたしまして、それで組み立ての方ですね、少し整理させていただきたいと思います。</p> <p>あと、コロナに関しましてなんですが、今やっている様々な支援策っていうところについては、記載をさせていただきたいと思います。</p> <p>あと、発生した施設さんへの応援っていうことなんですけども、例えば、県の</p>

発言者	発言要旨
小野寺委員	<p>老施協様とかその介護福祉士会様とご協力いただきまして、今はですね、発生した施設さんへの玉突きでのその支援体制っていうのは、構築をできているところ です。 で、多分、おそらく、小野寺委員がおっしゃったのは、逆ですよ。</p> <p>逆です。確かにそういう災害の時もそういう派遣協定とか要請とかね、そういう仕組みを作るのはあるんですけど、それが果たして機能するかってことですよ。自分の施設ももうすでに運営してて、皆さんご存知のように人が足りない。それを、その最前線ですぐ送れるかっていうとそういうことでなくて、その送ってもらった施設に、あそこで発生したってのはそのまま残るわけですね。発生しても早い時期にどっかに移動できてそこで介護が受けられるっていう形にした方が、私はずっと効率的でいいのかなっていう。</p> <p>だから、その部分はやっぱり医療も入っての、地域ごとの圏域で、きちんとその保険者、組長が入って、構築するべきではないかな。</p> <p>例えば、自分の施設で発生しました。自分の施設で対応しますということで、いろんな形で応援をもらっても、なかなか完結できるものではないと思うんですね。</p> <p>だから、逆パターンです。発生したら、その方を、どこの何々施設でなくて、そういう方を収容するっていうところを、あらかじめ計画立てておいて、例えば、病院、うちの方は登米市なんですけど、病院なんかもあれですよ、空いてる病床なんかがあるわけですよ。そこをそういうのに一時的に使うとか。その代わりスタッフは派遣するとかっていう逆パターンですね。来てもらうんじゃなくて。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>承知しました。 今、県の方の整理としまして、高齢者の方については、発症した時点で全員入院をしていただくという整理になってます。 そうなんですよ。そういう意味では、行き先というんでしょうか。そちらは病院になっている。</p>
小野寺委員	<p>そういった意味ではちょっと、すいません。勉強不足でした。 研修にいた中で、そんなおいそれと病院の方の入院は厳しいような話を受けてきたものですから。 現実的にはそうなんですけどっていう前置きありましたので、こちらの今日聞いたお話を信じて帰りたいと思います。 であれば、却下します。すいません。</p>
武内次長	<p>私からもちょっと補足で。 今、課長から申しあげましたとおり、県の方でコロナの調整本部作っております、その中の方針として、高齢者や基礎疾患をお持ちの方については、基本的に必ず優先的に入院調整するということになってまして。 あと今、軽症者とか無症状者の方が、直接もう宿泊療養施設というふうな方針が、国の方で、まさに変わろうとしておりますけども、その中でもやっぱり高齢者の方は、基本的には入院ということで、今、県の方でも実際に、高齢者の方は、迅速に入院できるような調整をしておりますのと。 あと今、国の補助事業を活用しまして、介護施設様の方で、簡易陰圧装置を居室に整備していただいたりですね、或いは、簡易居室。プレハブのようなものを敷地内に、入院できるまでの間、そこの簡易居室なりでお過ごしいただくというようなことを今進めてまして、かなりの件数、補助金の手あげをしていただいておりますので、そういった対応はとらせていただいております。</p>

発言者	発言要旨
小野寺委員	倉庫に使ってもいいというのはとても魅力だと思います。
高橋委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>一通りご意見いただいたと思うんですけども、まだ時間ありますので、さらに、お話をしていただけることがあれば、ぜひお願いしたいんですが。はい。</p>
伊藤委員	<p>新型コロナ絡みなんですけども、今、武内次長さんの方からいろいろ県の取組聞かせていただいたんですが、私個人的に一番心配してるのは、入所者は全くそのスキームで大丈夫なんですよ。</p> <p>問題は、在宅にいらっしゃる方の介護者がかかった場合だと思うんです。その方は、要するに高齢者等であれば、当然入院します。もし若い人であれば、ホテル等の療養所に行きます。</p> <p>残った介護される方が、要するに濃厚接触者になるので、PCR検査で、要するに、大丈夫か、大丈夫じゃないかを検査しますよね。</p> <p>その期間、誰が介護に従事するのかっていう、そこのですね、セーフティーネットをどうにかしなきゃいけないんじゃないかと思ってるんですよね。</p> <p>ですから、申し訳ないんですけど、言い方悪いんですけど、グレーな方を引き取ってくれる、引き取って介護してくれる、どっか施設なりですね、入所期間なりを設けて、さっきおっしゃったように、そこに介護の方が通ってですね、2、3日で多分検査結果出ると思っていますので、その間やっぱり、食事介護とトイレの介護ぐらいは、何とか、やっぱりしっかりやらないとですね、大変な思いになると思いますので、だからそこら辺をもう少しもう一步進んでいただいて、ぜひセーフティーネットを作っていただければと思っておりましたのでよろしくお願い致します。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>まさに今、伊藤副会長からいただいたその方々というのはちょうどグレーゾーンというんでしょうか、抜け落ちてるなというふうに我々も思ってたんで、そういった意味で、今、ちょっとどこまで進められるかはあれなんですけど、県内でですね、ご協力いただける事業者様にお声がけをさせていただいて、短期間で少し入所していただけるような形のスキームができないかなということで、模索をしているところでしたので、何とか早めに、整えられれば良いなと思っはいるんですが、方向性としては、はい、動きたいなと思っはいるところでございます。</p>
雫石委員	<p>今の、伊藤委員の発言に対して補足なんですけれども、私は別な角度から捉えていまして、在宅介護されている方々は、濃厚接触者とした場合であっても、環境を変えるという事に対して、抵抗を感じる方がほとんどです。</p> <p>多分心情として、行きたくない、自宅から動きたくないっていうところがあるのと、在宅介護を受けている方々には、軽度も含め認知症の方も多いいことを考えると、結果が出るまで別な場所へ移動して生活を送ることは難しいと考えています。県の方で以前示していただいたように、基本的にはホームヘルパーを日常利用されている方は、居宅において支援を受けながら経過観察をしていくことが現実的であると思います。</p> <p>実際、発症した場合において入院という形の方が妥当かなと。全国の状況を見ても、安易に感染した患者や濃厚接触者を移動させれば良いというだけには及ばず、更に感染が広がる可能性も含んでいることも気を付けなければならないと思います。単に、介護支援が必要な高齢者に対して、入院により介護者がいなくなったから、すぐに他の場所へ行きましょうというのはそう簡単には片付けられないと考えます。その辺は、状態や状況を踏まえて、県の方で、しっかりと段取り、伊藤委員が言ったように、在宅で安心して暮らせる体制、その応援をしっかりと</p>

発言者	発言要旨
	<p>きるということをメインに考えていただければと。重ねて、単に収容する、保護すればいいのではなく、リスクを最小に止め、要支援・要介護者の個々の状況に応じた中で在宅生活を支えていく、日常生活を継続できる配慮していただきながら、医療や介護がしっかりと提供される体制をぜひ整えていただきたいなど。</p> <p>今、介護現場で起こっている課題として、介護施設等において発熱する高齢者が多く存在する中で、医療連携がうまくいかないケースが挙げられます。発熱し、状態像に不安を抱え医師に診ていただきたくてもすぐに診てもらえない、救急車による搬送を断られる。介護施設等において、不安を抱え、対処に苦慮している、困っていることを訴えたい。</p> <p>もう少し、医療従事者の方に、関係機関において複数の疾患を持った要介護者等に対して迅速に対応をとりたい。医療との連携で介護現場においてジレンマを感じている。</p> <p>コロナ禍になり、2月頃より受診や往診、緊急対応が困難な状況にあり、職員は不安を抱えながら利用者を介護している。病院に連絡してもうちでは診ない、診れない、保健所へ連絡するよう言われ、また医師へ相談してと言われ、今後、ますます発熱するケースが多くなることが予想される中で、本当に大丈夫なんだろうかっていう懸念があるので、以前より私が言っているように、縦割り行政じゃなく、本当の意味での医療保健福祉が、連動した形で、総合力をもって、体制を組んでいかないと、単一的なものではいけないと思うので、ぜひよろしく願います。</p>
<p>事務局 (千坂課長)</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>すみません。ちょっと言葉が足りなかったかもしれないんですが、選択肢として、そういったこともできるようにということで、今動いているというお話ですので、そういった要介護者の方を皆さん、移っていただきますっていうお話ではありませんので、そこはちょっと説明不足でした。大変すみませんでした。</p> <p>あと、往診をしていただけないとかですね、そういったところについては、あと、縦割りではなく対応できるように、中では調整はさせていただきたいと思えます。</p>
<p>栗石委員</p>	<p>医師会の方とも話したいんですけど、その辺がすごく、困ってます、だから。本当に特養でも、事業所でも、有料でも、みんな本当に来てもらえない。大変です。カロナール飲ませてってしか言われないので。はい。</p>
<p>伊丹委員</p>	<p>在宅では、往診っていうのが、本当にね、すぐ診て欲しいって言ってもなかなか、一人で行けるならいいけれど、ひとり暮らしで誰も行けない、タクシーにも乗せられない、その時に誰が連れてくのっていう。であれば往診でね、そういう部分もあってっていうところで、スムーズにこう展開できればいいのかなっていうのは、本当にそういう場面に遭遇するので、困ることは非常に多いです。</p> <p>プラス、もう一つその精神疾患とか、認知症も含めてなんですけど、あとは虐待ってところに絡んでくるんですが、利用者を守る、それから家族を守るための施設がないんですね、すぐに対応してもらえ。</p> <p>すぐにシェルター的な部分で保護してもらえよう施設があるといいなっていうのは、常日頃ちょっと考えてるところではあったんですね。</p> <p>なかなか私たちがこう探し出せないんですね。</p> <p>緊急ショートあるんじゃないのって言われても、なかなか緊急ショートですぐに受け入れてくれるかっていうと、もうとにかくいろんな情報よこせっていうところで、本当にかかってしまうっていうところもあるので、もうちょっとやっぱりそういうところも整備されていくと、現場としてはね。</p> <p>それから、もちろん現場だけが楽になるのではなくて、本人・家族にとっても、</p>

発言者	発言要旨
池田委員	<p>とても安心できるっていうところに繋がっていくんだろうなと思うんですね。</p> <p>そういうシェルター的なところの、往診もそうなんです、そういうところがあるととても、そういうところが整備されていくといいなっていうふうにはちょっと考えてはありました。</p> <p>ごめんなさい。先ほどの私の発言で、誤解を生んでしまったようなところがあるようなのですが、全てがIT化ではありません。</p> <p>IT化できるところはした方が効率、効果的っていうところでの発言でした。</p> <p>先ほど余計なことばかりしゃべったので言い忘れてましたが、被災者支援のノウハウを生かしたということなんですが、やっぱり、今年で10年で、復興庁は残ることになりましたが、基本は福島支援ということだと思うので、宮城、岩手には財政的支援が弱くなるんだろうと思うんですが、この10年間で、仮設や、災害公営住宅を支援してきたノウハウはやっぱりあるので、これはちゃんと検証しなきゃいけないだろうと思いますし、熊本地震からは、厚労省でいうと、社会・援護局中心の支援になったんですけど、東日本は老健局と社会・援護局の両方から支援があったので、長寿社会政策課と社会福祉課の共管で進めてきたということがとても意味があったんじゃないかと思っていて、お金がなくなると、結果として萎んでいってしまうと思うんですが、この10年の検証と同時に、サポートセンターや或いはサポートセンター支援事務所の機能をどうやって残して、繋いでいくのかっていうことを、私は県のお金を使わなくても、いろんな国の施策をうまく活用すれば、やっていけること多いんじゃないかというふうに思っていて、それを残さないと、10年間で不幸な経験から、いろんなプラスのものを得てきたのに、それが繋がらないで切れちゃうんじゃないかなという不安があってですね、ぜひそれを生かすというところを、少し含めていただきたい。</p> <p>そのためにも、先ほどの、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員や、就労的支援コーディネーター等々を、他の部局の地域おこし協力隊等も含めて、地域の人材を横繋ぎしていくようなことを、ぜひ書き込んでいただいて、その限られた人材をうまく生かしていくようなことも、やっていかないとならないんじゃないかなと。</p> <p>1人の人が3つの肩書きを合わせもって、動けるようなことまでしていかないと、先ほども申し上げましたとおり股裂き状態になっていて、かえって、狭間を生み出してるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も少し、書き込んでいただけるといいなというふうに思いました。</p> <p>はい。以上です。</p>
事務局 (千坂課長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>震災を経てっていうんでしょうか、震災を受けていろいろと支援体制、サポート体制ができたというところについては、やはり、池田委員おっしゃるように、検証というところがまず一つ必要かなと思ってます。</p> <p>で、今回のプランの中でもですね、その検証という形で、少し整理をした上で、それを今後どうやって繋げていくかというところについてですね、書き込みができるように整理をしていきたいと思えます。</p>
武内次長	<p>被災者支援については、令和2年度で終わりではなく、令和3年度以降も、県としては、やはり被災者の支援、引き続き必要だということで、国に要望をずっとしてきまして、結果的にはその被災者の方の見守り、相談支援、こういった部分とか、心のケアなどについては、令和3年度以降も予算が確保できてですね、これは県として、やっていくということでやっています。</p> <p>それとあと各市町といろいろご相談しながら、どうやって今後、市町の地域福祉活動への円滑なリレーというか、そういったものをどうするかっていうのは、</p>



発言者	発言要旨
高橋委員長	<p>これまで長寿社会政策課と社会福祉課と各市町の方でいろいろ意見交換をさせていただいておりますので、そここのところパタンと切れるのではなくてきちんと地域で引き継ぎができるような形をですね、これからもやっていきたいと思っておりますのでございます。</p> <p>大体、時間が来てるんですけど、最後、どうしてもというご意見があれば、よろしいですか。</p> <p>皆さんから、まさに今抱えている課題が集約されている部分についてご意見だったと思います。</p> <p>それから、今だけの課題だけじゃなくて、長期的な視点からも見ていかなきゃならない。</p> <p>そういう中に、例えば、家族とか、ひとり暮らしの問題とか、或いは、8050とか、複合的な課題、或いは制度の狭間、今取り組まなきゃならない課題も、もう少し見える形にさせていただけると、計画としてより具体化する。</p> <p>あと、人材に関しても、職員目線と何よりも利用者の方の目線があった上でいろんな取り組みになると思います。そこも考慮していただければいいのかなと思います。</p> <p>解決しなきゃならない課題がたくさんあるんですけども、最初、伊藤委員からお話ありましたけど、地域をベースにしていかなざるをえないと思います。</p> <p>いろんなコーディネーターが生まれては、ある程度大きな町であれば対応できるのかもしれませんが。小さな地域では、地域が主体的にコーディネートしていく力がなければ、制度も生かせないこともあると改めて思いました。</p> <p>今回のご意見を整理していただいて、ぜひ反映させていただければと思います。よろしいでしょうか。はい。</p> <p>今日は、長時間どうもありがとうございました。</p>
事務局 (星主査)	<p>最後にちょっとご連絡させていただきたいと思います。</p> <p>次回の第3回推進委員会の日程につきましては、11月中旬頃の開催を予定しておりますので、その際、中間案の方をご審議いただきたいと思います。</p> <p>その後、来年の2月中旬頃になりますけれども、第4回の委員会を開催いたしまして、最終案をその場でご審議いただきたいと思います。</p>
事務局 (平塚総括)	<p>皆様、いろいろご意見頂戴いたしまして誠にありがとうございました。</p> <p>本日いただきましたご意見の他に気づきの点ございましたら、来週の金曜日、1週間後を目途に事務局まで、メールや電話などでお知らせをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の第2回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会を終了いたします。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>